

皆さまのハッピーリタイアメントを応援する

Road to happy retirement

お金を賢く使い、生涯にわたり豊かに生活するための“お金”、“ライフプラン”に関する情報をお届けします。お金が貯まる習慣、知識を身につけ、より豊かな人生を送りましょう！ハッピーリタイアメントの実現を応援します！



今月のトピックス

- ① 平成30年度税制改正の大綱のポイント
- ② 岩本の独り言



いつもお世話になり、誠に有難うございます。

冬季オリンピックも終わり、2018年度も残り1ヶ月となりました。

卒業、入学、進級、入社…等々、何かと慌ただしい時期かと思いますが、体調管理にはご注意ください、充実した毎日をお過ごしくださいね。

さて、昨年後半より、非常に好調であった株式市場にも一旦(?)、嵐が訪れました。

2月のアメリカ雇用統計が好調⇒アメリカの長期金利が上昇⇒株式は下落⇒アメリカが風邪をひくと、日本の株式市場にも伝播

といったような形でしょうか。

まあ、上がり続けるものはないし、下がり続けるものもないので、どこかで調整は必要だったということなのかなと思います。

勿論、この下落が調整下落ではなく、本格的な下落へのスタートかもしれません。



いつもたくさんのご紹介ありがとうございます。
皆さんとのご縁はとて有り難く思います。日々の生活やお金に関することで不安を感じている方がおられたら是非ご紹介ください。未来の自分、そして、家族のために賢いお金の使い方、ふやし方、守り方をアドバイスします。

が、いずれにしても、上がり続けることもない。ということ。

ハッピーリタイアメントの実現に向けての投資を考えた場合、価格が下がってくれることで安く購入することが可能となります。

目標はずっとずっと先なので、株式市場の下落は、むしろラッキー！

目先の値動きは、気にせず、コツコツと目標に向かって投資を実行していきましょう。

岩本 貴久

追伸、
皆さんとのご縁、ご紹介いただいたことに対するご縁はとて有り難く、大切にしたいと思っています。

私どもが最も役に立てること、それは、保険やライフプランについての正しい情報提供を行うこと。

それらを通じ、皆様、そして皆様の大切なお知り合いのお役に立てればと思います。

東海FPセンター

<http://www.tokaifp.com>

◆貯金に関するご相談は…

60歳または、65歳から掛け金の1.5倍の年金を受け取る方法

「1.5倍の年金の相談」と声をかけてください。
(年金に限らず、中長期の貯金全般です。)

E-mail : t-iwamoto@tokaifp.com

URL : <http://www.tokaifp.com/jinenkin/>

岩本携帯 : 090-4082-7007

平成30年度税制改正の大綱のポイント

平成29年12月22日に「平成30年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。そこで、今回は、その中から、可処分所得に影響を及ぼす個人所得課税の見直しに関する事項について。

大綱の前文では「働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行う」と記されています。

平成29年度は配偶者控除等の見直しが行われ、本年から適用開始となりますが、それに続く個人所得に関する見直しとなっています。

1. 給与所得控除等の見直し（2020年分より適用予定）

給与所得控除の見直し

控除額が一律10万円引き下げられます。併せて、控除の上限額が195万円（現行220万円）に、上限額が適用される給与等の収入金額が850万円（現行1,000万円）に引き下げられます。＜増税＞

特定支出控除の見直し

特定支出の範囲が拡大されます。＜減税＞

- 1) 特定支出の範囲に、職務遂行に直接必要な旅費等で通常必要なものを加える。
- 2) 特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、回数制限（1月に4往復まで）を撤廃し、月4往復を超える部分の額を加える。
- 3) 特定支出の範囲に、単身赴任者の帰宅に際して自動車を使用する場合の燃料費及び有料道路の料金の額を加える

2. 公的年金等控除の見直し（2020年分より適用予定）

公的年金等控除額を一律10万円引き下げるとともに控除額に上限が設けられます。

併せて、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額に応じた3段階の控除方式に見直されます。＜増税＞

- 1) 公的年金等控除額を一律10万円引き下げる。
- 2) 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については195.5万円の上限を設ける。
- 3) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下である場合は、上記1)及び2)の見直し後の控除額から一律10万円を引き下げる。
- 4) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が2,000万円を超える場合は、上記1)及び2)の見直し後の控除額から一律20万円を引き下げる。

3. 所得金額調整控除（2020年分より適用予定）

給与所得控除額および公的年金等控除額の縮減に伴い、所得金額調整控除が設けられます。

(1) 給与所得者の場合

給与等の収入金額が850万円を超える居住者のうち次に該当する場合は、給与等の収入金額（1,000万円上限）から850万円を控除した金額の10%相当額が給与所得の金額から控除されます。

- ✓ 本人が特別障害者である場合
- ✓ 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- ✓ 特別障害者である生計同一配偶者もしくは扶養親族を有する場合

控除額の計算式：給与収入金額（1,000万円上限）－850万えん）×10%

なお、この所得金額調整控除は年末調整において適用することができます。

(2) 公的年金等を受給する給与所得者の場合

公的年金の所得と給与所得の双方がある場合の調整控除は次のように行われ、調整控除の対象は「給与所得控除後の給与等の金額＋公的年金等に係る雑所得の金額＞10万円」の要件を満たす者となります。

給与所得の金額から控除する金額の計算式：

（給与所得控除後の給与等の金額（10万円上限）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円上限））－10万円

4. 基礎控除額の引き上げ（2020年分より適用予定）

給与所得控除額等の一律10万円引き下げに伴い、基礎控除の額が10万円引き上げられます。

ただし、合計所得金額が2,400万円を超える者については合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除は適用されなくなります。＜所得2,400万円以下は減税、超は増税＞

5. 青色申告特別控除の見直し（2020年分より適用予定）

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者の青色申告特別控除の控除額が55万円（現行65万円）に引き下げられます。＜増税＞

ただし、上記にかかわらず、取引を正規の簿記で記録しているものであって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電磁的記録の備え付け及び保存を行っている場合、または電子情報処理組織（e-Tax）を使用して期限内に申告した場合の青色申告特別控除の控除額は65万円とされます。

6. 上記1～5までの見直しに伴う所要の調整（2020年分より適用予定）

給与所得控除額や公的年金等控除額の引き下げ、基礎控除額の引き上げなどに伴い、以下の項目について調整が行われます。

給与所得控除額や公的年金等控除額が一律10万円引き下げられたために、適用要件である対象者の合計所得金額が10万円引き上げられるものです。

配偶者控除や扶養控除等の適用対象となる給与収入金額は103万円以下のみで変化はありません。また、控除額においても変更はありません。

項目	合計所得金額の要件等（2020年～）
同一生計配偶者の対象となる配偶者	48万円以下
扶養控除の対象となる扶養親族	48万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下
勤労学生控除の対象となる配偶者	75万円以下
家内労働者の事業所得等について必要経費算入できる最低保障額	55万円

7. 国民健康保険税の引き上げ（2018年4月1日実施予定）

国民健康保険税の課税限度額が次のとおり引き上げられます。＜増税＞

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	合計
現行	54万円	19万円	16万円	89万円
改正後	58万円	19万円	16万円	93万円

注) 介護分負担者は原則として40歳以上65歳未満

国民健康保険の課税限度額の引き上げに伴い、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準が下記で求めた金額以下に引き上げられます。

【5割軽減】

33万円+27.5万円（現行27万円）×国民健康保険の加入者数

【2割軽減】

33万円+50万円（現行49万円）×国民健康保険の加入者数

なお、今回のニュースレターは、平成30年度税制改正の大綱に基づいて記載していますが、今後の国会審議等によって大綱と異なる内容となることもありますので、ご注意ください。

岩本の独り言

2月で娘が5歳になりました。

娘の今現在のブームは「UNO（ウノ）」です。

なんと懐かしい。

しかも、「二人ウノ」です。

二人でウノをやります。

何故かというと・・・

お兄ちゃんたちも含めて一緒にやると、娘は絶対に勝てないし、

そもそもルールを理解していない娘がいるとお兄ちゃんたちの機嫌が悪くなります。

なので、お父さんと二人でウノをやります。

「おとうさん！ウノやろ！」

と、お誘いを受けます。

本来なら二人でやるウノなど何がおもしろいのか？

となるのですが、

娘と二人でやるウノは格別に面白いです。

ルール無用、奇想天外、最後まで何が起こるか分からないドキドキハラハラです。

そしていつも負けてしまいます。

早くルールを覚えて、お兄ちゃんたちと一緒に遊べるようになろうね！



電話：052（565）6510

FAX：052（565）6520

Eメール：t-iwamoto@hoken24.com

有限会社東海FPセンター（担当：岩本貴久）
名古屋市中村区名駅南1-17-10 スズワン05ビル2F

